

【表紙】

| | | |
|----------------------------------|---|-----------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 2021年2月19日 | |
| 【発行者名】 | 三菱地所物流リート投資法人 | |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 坂川 正樹 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 三菱地所投資顧問株式会社 専務取締役物流リート部長 坂川 正樹 | |
| 【電話番号】 | 03-3218-0030 | |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 | 三菱地所物流リート投資法人 | |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 | |
| | 発行価額の総額：一般募集 | 15,851,000,000円 |
| | 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し | 819,000,000円 |
| | <p>（注1） 発行価額の総額は、2021年2月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。</p> <p>但し、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>（注2） 売出価額の総額は、2021年2月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。</p> | |
| 安定操作に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） | |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年2月18日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先である三菱地所株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集)

(16) その他

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

（16）【その他】

<訂正前>

（前略）

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社の株主である三菱地所に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、1,750口を販売する予定です。

<訂正後>

（前略）

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社の株主である三菱地所（以下「指定先」）とすることがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、1,750口を販売する予定です。

指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 4 販売先の指定について」をご参照ください。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

（前略）

2 売却・追加発行の制限

- （1）一般募集に関し、三菱地所に対し、共同ブックランナー及び共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同ブックランナー及び共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、三菱地所が一般募集前から保有する本投資口14,200口及び一般募集により取得することを予定している本投資口1,750口の売却を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、共同ブックランナー及び共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を全部若しくは一部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

（後略）

<訂正後>

（前略）

2 売却・追加発行の制限

- （1）一般募集に関し、三菱地所は、共同ブックランナー及び共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同ブックランナー及び共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、三菱地所が一般募集前から保有する本投資口14,200口及び一般募集により取得することを予定している本投資口1,750口の売却を行わない旨を合意します。

上記の場合において、共同ブックランナー及び共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を全部若しくは一部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

（中略）

4 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

| | | | | |
|---|-----------------|---|---------|--|
| a. 指定先の概要 | 名称 | 三菱地所株式会社 | | |
| | 本店の所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 | | |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度 第116期（自2019年4月1日 至2020年3月31日） 2020年6月26日 関東財務局長に提出 | | |
| | | 四半期報告書 事業年度 第117期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日） 2020年8月14日 関東財務局長に提出 | | |
| | | 四半期報告書 事業年度 第117期第2四半期（自2020年7月1日 至2020年9月30日） 2020年11月13日 関東財務局長に提出 | | |
| 四半期報告書 事業年度 第117期第3四半期（自2020年10月1日 至2020年12月31日） 2021年2月12日 関東財務局長に提出 | | | | |
| b. 本投資法人と指定先との関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している指定先の株式の数（2021年2月19日現在） | - | |
| | | 指定先が保有している本投資口の数（2021年2月19日現在） | 14,200口 | |
| | 人事関係 | 本投資法人の執行役員は、指定先の従業員であり、指定先から本資産運用会社に出向しており、本投資法人の執行役員を兼職しています。 | | |
| | 資金関係 | 本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。 | | |
| | 技術又は取引等の関係 | 本投資法人は、本資産運用会社及び指定先との間で、スポンサーサポート契約を締結しています。また、指定先は、本投資法人及び本資産運用会社との間で、2017年6月15日付で、「三菱」及び「MITSUBISHI」の商標（商標登録番号第4853087号及び第4853088号）に関する商標使用許諾契約、2017年7月5日付で、「ロジクロス（ロゴマーク）」の商標（商標登録番号第5674165号）に関する商標使用許諾契約を締結しています。 | | |

| | |
|--------------------|---|
| c . 指定先の選定理由 | 指定先は、本資産運用会社の親会社であり、本投資法人と指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。 |
| d . 販売しようとする本投資口の数 | 1,750口 |
| e . 投資口の保有方針 | 本投資法人は、指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。 |
| f . 払込みに要する資金等の状況 | 本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記1,750口の払込みに要する資金を有していると判断しています。 |
| g . 指定先の実態 | 2021年2月19日現在、指定先は、東京証券取引所第一部に上場しており、また、反社会的勢力とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。 |

(2) 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、一定期間本投資口の売却を行わない旨の合意をしています。その内容については、前記「2 売却・追加発行の制限 / (1)」をご参照ください。

(3) 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 一般募集及び本第三者割当後の主要な投資主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有投資 口数 (口) | 総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合 (%) | 一般募集 及び本第 三者割当 後の所有 投資口数 (口) | 一般募集 及び本第 三者割当 後の総議 決権数に 対する所 有議決権 数の割合 (%) |
|-----------------------------|--|-------------------|---------------------------------------|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 45,637 | 14.92 | 45,637 | 11.66 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 | 41,416 | 13.54 | 41,416 | 10.58 |
| 三菱地所株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 | 12,450 | 4.07 | 15,950 | 4.07 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 東京都千代田区大手町2丁目2番2号 | 11,471 | 3.75 | 11,471 | 2.93 |
| 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 | 11,402 | 3.72 | 11,402 | 2.91 |
| 株式会社中国銀行 | 岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号 | 5,986 | 1.95 | 5,986 | 1.52 |
| 全国信用協同組合連合会 | 東京都中央区京橋1丁目9番5号 | 5,748 | 1.87 | 5,748 | 1.46 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練堀町3 | 5,619 | 1.83 | 5,619 | 1.43 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. | 5,040 | 1.64 | 5,040 | 1.28 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385771 | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM | 4,047 | 1.32 | 4,047 | 1.03 |
| 合計 | | 148,816 | 48.66 | 152,316 | 38.92 |

(注1) 上記記載の情報は、2020年8月31日現在の本投資法人投資主名簿に記載されているもので、氏名又は名称、住所等はその後変更されている場合があります。

(注2) 「所有投資口数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年8月31日現在の数値を記載しています。

(注3) 「一般募集及び本第三者割当後の所有投資口数」及び「一般募集及び本第三者割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年8月31日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集及び本第三者割当による増加分を加味し、SMB C日興証券株式会社に対する本第三者割当における発行口数の全部につき申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(注4) 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「一般募集及び本第三者割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第2位未満を切り捨てて表示しています。

(5) 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。